

久留米小郡都市計画 地区計画の変更（小郡市決定）

都市計画 大原西地区計画を次のように変更する。

名称		大原西地区地区計画	
位置		小郡市小郡の一部	
面積		約 5.0ha	
地区計画の目標		<p>本地区は、小郡市の最西部に位置し、西側は、佐賀県鳥栖市及び基山町と接し、交通の要衝である鳥栖ジャンクションに近接する地区であることから、九州各地への交通至便性に優れた地区である。</p> <p>また、本地区は、「第 5 次小郡市総合振興計画」、「第 2 次小郡市国土利用計画」「小郡市都市計画マスタープラン」等において、工業流通機能集積ゾーンとして計画的な土地利用を行う区域に位置付けられるとともに、都市計画道路三沢西福童線の整備が実施されていることから、将来的に都市基盤整備がより一層進んで行くものと考えられる。</p> <p>これらの状況を踏まえ、今後は保管業務を含めた総合的な流通業務施設用地としての土地利用を目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び 保全に関する方針	土地利用方針	流通業務内の用途を広げることにより、流通業務施設の充実を図りながら誘導を行う。一方、良好な農地が形成されている周辺環境に調和した土地利用を図る。	
	地区施設の整備方針	地区内については、良好な土地利用を図るため、道路の整備を図る。	
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標、土地利用の方針に基づき、建築物の用途の制限、建築物の容積率・建蔽率の最高限度、建築物の高さの制限、建築物等の形態及び意匠の制限、壁面の位置の制限、垣又はさくの制限等を定めることにより、地区の景観や周辺環境に配慮した建築物が建築されるように誘導する。	
地区整備に関する事項	地区施設の配置及び規模	区画道路	地区施設の名称及び規模
			区画道路 9m
地区整備に関する事項	建築物等に関する事項	建築物等	<p>地区内に建築できる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>ただし、準工業地域内に建築してはならないものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第二条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送業、同条第 4 項に規定する貨物軽自動車運送事業、又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第二条第 6 項に該当する貨物利用運送事業の用に供する建築物のうち、次に掲げるもの <ol style="list-style-type: none"> 1) 事務所 2) 自動車車庫 3) インタンク 4) 守衛室 2. 倉庫 3. 次に掲げる事業を営む工場 <p>貨物の荷造り、荷崩し、商品組合せ、仕分け、包装・梱包、タグ付け・ラベル貼り、検品その他これらに類する作業（医薬品、医薬部外品及び化粧品等の作業については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 84 号）第十三条に定める製造業の許可を要する。）</p> 4. 自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）第二条第 4 に該当する自動車ターミナル（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第二条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る） 5. 通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）第二条第 1 項に規定する通関業務の用に供する事務所 6. 危険物の貯蔵に供するもので建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 130 条の 9 第 1 項の準工業地域の項に定める危険物の数量を超えないもの（火薬取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に定める火薬類を除く。） 7. 前各号の建築物に付属するもの（法施行令第 130 条の 5 の 5 で定めるものを除く）

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 する 事 項	容積率の 最高限度	200%
		建蔽率の 最高限度	60%
		建築物の高さ の最高限度	20m
		壁面位置 の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路及び隣地境界線までの距離は3m以上とする。
		壁面後退区 域における 工作物等の 設置の制限	壁面後退区域には工作物等を設置してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。 1 道路交通標識等公益上必要なもの 2 自己の店名を表示した屋外広告物、誘導サイン 3 路線バス停留所の上屋 4 公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物
		建築物等の 形態及び 意匠の制限	建築物及び屋外広告物等の形態及び意匠は、以下のとおり周辺環境と調和したものとする。 1 建築物の外壁及び屋根の色彩は原色を避け、彩度は4.0以下とし、無色の明度は7.5以下とする。 2 屋外広告物は自己の用に供するもの以外は掲出ししないこと。なお、自己の用に供するものは次の各号に掲げるものとする。 (1) 屋上利用広告物は設置又は表示しないこと。 (2) 敷地における床面積500㎡未満の建築物については、壁面表示面積の合計は50㎡以下とし、床面積500㎡以上10,000㎡未満の建築物については100㎡以下とする。ただし敷地における床面積10,000㎡以上の建築物については、壁面面積の合計の1/10以下とする。 (3) 壁面利用広告は、表示する建築物の壁面の垂直投影面積の1/5以下かつ50㎡以下とし表示面積の1/3を超えて彩度4.0を超える色彩を使用する場合は1/5以下かつ25㎡以下とする。ただし、表示する建築物の壁面の垂直投影面積が500㎡を超えるものについては、垂直投影面積の1/10以下とし、彩度4.0を超える色彩を使用する場合は表示面積の1/3以下とする。 (4) 地上に設置する広告は、高さ10m以下、表示面積は1面10㎡以下とする。 ただし表示面積1/3を超えて、彩度4.0を超える色彩を使用する場合は5㎡以下とする。 (5) 地色については、周辺環境や建築物等と類似・調和するものとする。 (6) 動光、点滅照明その他これらに類するものは、設置しないこととする。 (7) 反射効果のあるものは、表示又は設置しないこととする。 (8) 電光表示装置を用いて映像を映し出すものは、表示又は設置しないこととする。 (9) 屋根のみの建築物（キャノピー等）において、表示面積が5㎡以内のものについては、上記(3)の限りでない。
垣又は 柵の構造	道路に面する垣又は柵の構造は、生垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、周辺環境に配慮する防音壁等は除く。		
土地の利用に 関する事項	延べ床面積が500㎡を超えるものについては、敷地面積に対して5%以上の緑地化をすること。		

「地区計画及び地区整備計画の区域は計画表示のとおり」

理 由 別紙のとおり

変更理由書(案)

当該地区は、小都市の最西部に位置し、西側は、佐賀県鳥栖市及び基山町と隣接し、交通の要衝である鳥栖ジャンクションに近接する地区であることから、九州各地への交通至便性に優れた地区である。

また、当該地区は、「第5次小都市総合振興計画」、「第2次小都市国土利用計画」「小都市都市計画マスタープラン」等において、工業流通機能集積ゾーンとして計画的な土地利用を行う区域に位置付けられており、都市計画道路三沢西福童線の整備が実施されていることから、将来的に都市基盤整備がより一層進んで行くものと考えられる。

当該地区では平成23年1月に地区計画を決定しており、その中で地区の一部において保管配送型の総合流通業務施設の立地を可能にする地区整備計画を定めている。今回、地区整備計画の区域を地区計画の区域全体に拡げ、更なる流通業務系の土地利用を図るものである。